

事業者様

室蘭市長 青山 剛

室蘭市契約事務等に係る押印の見直しについて

行政手続等のデジタル化に向けた取り組みの観点等から、契約関係書類に関し、押印を見直すこととしました。

つきましては、下記のとおりとし、令和5年7月1日以降に提出される書類から対象となりますのでお知らせいたします。

記

1. 引き続き押印が必要な書類

例 契約書、請書、入札書、委任状、見積書等

2. 押印を省略できる書類（*これまでと同様に押印していただいたものも提出可能です。）

例 入札参加申請書、各種入札参加申請に係る調書、請求書等

*詳細につきましては別紙一覧をご覧ください。